

ご活用ください！

道の駅奥入瀬・味楽工房の食品加工室に真空包装機を設置しました

6次産業化に取り組む農業者などの支援のために整備した食品加工室に、真空包装機を追加設置しました。

低温調理に向けたパッケージができることから、ローストビーフや鶏ハムなど多様な料理に活用できます。ぜひ、味楽工房でお試してください。

○施設の使用は半日単位となり、事前に申し込みが必要ですので、お問い合わせください。

申問道の駅奥入瀬 味楽工房 ☎②3101



真空包装機

きみがらスリッパ製作体験会を開催します

伝統工芸「きみがらスリッパ」普及のため、製作体験会を行います。きみがらスリッパは1足約120グラムと軽く、夏は涼しく、冬は温かい快適な履き心地が特長です。

熟練の組合員が完成までしっかり指導しますので、ぜひこの機会に地元の伝統工芸品に触れてみませんか。

とき 毎月第3日曜日 午前10時～午後3時
ところ 匠工房（道の駅とわだ隣）

体験料 3,500円

❖1週間前までに予約が必要です。



申問十和田きみがらスリッパ生産組合事務局
（道の駅とわだ内） ☎②3611

民泊受け入れ家庭を募集します

十和田農業体験連絡協議会では、会員の農家がお客さんを温かい心でお迎えし、農業体験や民泊を通して、自然と触れ合うことの良さを知ってもらいながら、心と心の交流を図っています。

現在協議会には19人の会員がおり、国内外から年間延べ300人以上のお客さんを受け入れています。

農業体験のみの受け入れ農家さんや、農家ではないが民泊をやりたいという人も募集していますので、お問い合わせください。



農業体験の様子

申問十和田農業体験連絡協議会事務局・高屋
☎080-8206-5608

あなたの街の法律相談



～第44回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「配偶者居住権に関する法改正」です。

問まちづくり支援課 ☎⑤6777

Q) 配偶者居住権とはどんな権利ですか。

A) 令和2年4月に創設される、故人の配偶者が引き続き建物に住み続けられる権利です。配偶者短期居住権（一定期間、無償で居住できる権利）と、配偶者居住権（終身、無償で居住できる権利）の二つがあります。

Q) 私は夫名義の建物に同居していました。夫が亡くなると、すぐに子から相続分（2分の1）の部分には不法占拠だとして賃料を支払うように要求されました。

A) 賃料を支払う必要はありません。確かに、夫が亡くなり遺言書がなければ、妻と子が2分の1ずつ遺産を相続することになります。しかし、故人の意思は、建物について遺産分割協議がまとまるまで妻が無償で住み続けても良い、というのが自然でしょう。そこで、このような無償で

住み続けられる権利が、現在でも法律実務で認められており、改正法では配偶者短期居住権と明記されています。

Q) 遺産分割協議で、子から、建物の2分の1はいらぬから預金の全部をもらいたいと言われています。私は、建物に住み続けたい思いがある一方で、今後の生活費を考えると預金も取得したいです。

A) 今のところ、遺産分割後も安定的に建物に住み続けるには、建物の所有権を全部取得することがベストです。しかしその代わり、預金などの取得分が目減りする恐れがあります。令和2年4月以降は、配偶者居住権を主張しましょう。無償で住み続ける権利が保障されるので、無理に建物の所有権を取得しなくて済みます。

Q) 配偶者居住権はどのように主張すればよいですか。

A) まず条件は、①故人が所有していた建物で、②配偶者が住んでいて、③他人と共有していないことです。方法としては、通常は遺産分割の話し合いの中で主張することになりますが、遺言書に書いておいてもらうこともできます。

（文責：弁護士 十枝内 亘）
弁護士法人十枝内総合法律事務所

☎②4005